

平成27年第4回東大和市議会定例会会議録第24号

平成27年12月1日（火曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（30名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
市民部長	広沢光政君	子ども生活部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	福祉部参事	尾崎淑人君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	小俣学君
企画財政部副参事	遠藤和夫君	行政管理課長	五十嵐孝雄君
秘書広報課長	鈴木尚君	財政課長	川口荘一君

職員課長 原島真二君  
市民課長 山田茂人君  
課税課長 矢吹勇一君  
保育課長 宮鍋和志君  
土木課長 寺島由紀夫君  
区画整理課長 當摩弘君

総務部副参事 廣瀬裕君  
保険年金課長 嶋田淳君  
納税課長 中山仁君  
生活福祉課長 東栄一君  
下水道課長 佐伯芳幸君  
学校教育課長 岩本尚史君

## 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
  - (1) 市長報告
  - (2) 議長報告
- 第 4 第 8 号報告 専決処分の報告について
- 第 5 第 2 号同意 東大和市監査委員の選任について
- 第 6 第 6 5 号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例
- 第 7 第 6 6 号議案 東大和市印鑑条例の一部を改正する条例
- 第 8 第 6 7 号議案 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 第 6 8 号議案 東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 10 第 6 9 号議案 東大和市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 11 第 7 0 号議案 東大和市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 12 第 7 1 号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例
- 第 13 第 7 2 号議案 東大和市手数料条例の一部を改正する条例
- 第 14 第 7 3 号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 15 第 7 4 号議案 東大和市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例
- 第 16 第 7 5 号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 第 17 第 7 6 号議案 東大和市奨学資金貸付条例を廃止する条例
- 第 18 第 7 7 号議案 東大和市奨学資金貸付基金条例を廃止する条例
- 第 19 第 7 8 号議案 平成 27 年度東大和市一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 20 第 7 9 号議案 平成 27 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 21 第 8 0 号議案 平成 27 年度東大和市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 22 第 8 1 号議案 平成 27 年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 23 第 8 2 号議案 平成 27 年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 24 第 8 3 号議案 平成 27 年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 25 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第25まで

午前 9時30分 開会・開議

○議長（関田正民君） ただいまから、平成27年第4回東大和市議会定例会を開会いたします。

---

○議長（関田正民君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

○議長（関田正民君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、中村庄一郎議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 登壇〕

○9番（中村庄一郎君） おはようございます。

去る11月25日、議会運営委員会が開催されましたので御報告を申し上げます。

まず定例会の会期であります、本日12月1日より12月15日までの15日間といたします。

会議録署名議員は、4番 実川圭子議員、16番 佐竹康彦議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長、議長の諸報告の後、第8号報告、第2号同意、第65号議案から第80号議案を順次審議した後、会期中審査分の陳情の付託を行います。第76号議案と第77号議案は、一括議題として審議をいたします。新設条例である第65号議案につきましては総務委員会に、また第74号議案は一部改正条例であります、厚生文教委員会に審査をそれぞれ付託をいたします。

2日から4日、7日、8日の5日間は一般質問となります。

5日、6日、9日から14日までの8日間は休会といたします。その間に常任委員会を開催をいたします。

常任委員会の日程について申し上げます。

9日、午前9時30分から総務委員会を、10日、午後1時30分から厚生文教委員会を、11日、午前9時30分から建設環境委員会を開催をいたします。

15日、最終日は、常任委員会審査報告、議員提出議案審議、請願及び陳情の付託を行い、継続審査、特定事件調査、議員派遣を議決した後、閉会となります。

次に、主な会議の日程について申し上げます。

本日、本会議終了後、議会運営委員会を開催をいたします。4日、午後1時から議会広報委員会を開催をいたします。11日、午後1時30分から議会運営委員会を開催いたしますが、閉会中審査分の請願及び陳情、追加議案の提出がなされない場合は開催をいたしません。15日、本会議閉会后、議員全員協議会及び代表者会議を開催をいたします。

議員提出議案の受け付け締め切りは7日正午までとなります。閉会中審査分の請願及び陳情の受け付け締め切りは11日正午であります。

案件の内訳についてですが、報告案件1件、同意案件1件、議決案件19件、計21件となっております。

今定例会の一般質問通告者は19名です。

11月25日正午までに受理した陳情は2件であります。

なお、議事運営上、今定例会に限り、休憩時間をおおむね1時間を目安にとることにいたします。また、一般質問の5日間のうち、1日目から4日目までにつきましては、午後4時30分を経過した場合は新たな指名を行わないこととし、会議時間につきましては会議規則どおり午後5時までといたしますが、一般質問最終日の5日目につきましては、午後4時30分を経過しても新たに指名できることとし、議会運営委員会を開催するこ

となく、議長発議により一般質問が終了するまで時間延長を行うものいたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。議長におかれまして、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

失礼いたしました。訂正を行います。

先ほど説明の中で、「第80号議案」と申しましたが、「第83号議案」の誤りでございました。訂正をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（関田正民君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

4番 実川圭子 議員

16番 佐竹康彦 議員

を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（関田正民君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月1日から12月15日までの15日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

### 日程第3 諸報告

○議長（関田正民君） 日程第3 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

市長報告を申し上げます。

主として関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げるものでございます。資料を御配付いたしましたので、後ほどごらんいただきたいと思います。

初めに、10月26日に東京都市長会が開催されました。

議事1の平成27年度施策の見直しについてであります。今回の見直しは福祉保健局関連の中等度難聴児発達支援事業についてであり、障害者施策推進区市町村包括補助事業に統合するものであるとの説明が東京都からありました。

次に、議事2の平成27年度施策の見直しの取扱いについてであります。議事1を受けて、都市町村協議会の事務事業検討委員会幹事会等で具体的な検討を進め、1月の市長会で審議したいとの説明が東京都市長会事務局からあり、これを承認いたしました。

次に、議事3の平成27年東京都人事委員会勧告等の概要についてであります。公民較差相当分を是正するため、昨年度に続き例月給及び特別給の引き上げが勧告された。また、公安職の部長の職の給与制度の見直しもあわせて実施されるとの説明が東京都からありました。

次に、議事4の多摩地域の防災力の強化に向けた取組についてであります。災害は身近な出来事であることを再認識し、あらゆる災害への備えが必要であるとともに、備蓄を初めとする多摩地域の防災力の強化は喫緊の課題である。予期し得ない災害への対応をするため、その立地条件を生かし、多摩地域を初め立川広域防災基地周辺にとどまらない広域的な防災力の向上を図るとの説明が東京都からありました。

次に、議事5の東京自治会館を拠点とした多摩島しょにおける2020年大会に向けた事業推進についてであります。オリンピック・パラリンピック東京大会の機運醸成に向けて、東京自治会館に推進拠点を設置し、事業推進を開始する。各市町村においては、ぜひ協力をお願いしたいとの説明が東京都からありました。

次に、議事6の2020年大会に向けたその他の報告についてであります。9月に東京2020エンブレム委員会が設立され、応募要項の決定、審査、エンブレム案の決定を行い、2016年春ごろの決定を目指す。また、追加種目については、国内外での普及や男女間でのバランスといった客観的評価を行った上で、若者へのアピール、国内での盛り上がり等を総合的に判断して、5競技18種目をIOCへ提案した等の報告が東京都からありました。

次に、議事7の平成28年度東京都予算編成にかかる最重点要望事項（案）についてであります。最重点要望等には、多摩地域の防災力の強化等を主に記するとともに、重点要望事項数は昨年度より2項目多い44項目を取りまとめ、都知事に要望することとして、これを承認いたしました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認いたしました。

次に、11月25日に東京都市長会が開催されました。

議事1の中央自動車道の渋滞対策についてであります。10月30日に国土交通大臣から発表のあった中央高速道路調布付近等の渋滞対策として、発生を抑制するためにボトルネック部の交通容量の拡大を図っていくとの説明が東京都からありました。

次に、議事2の「東京と地方が共に栄える、真の地方創生」の実現を目指して～東京都総合戦略～の策定についてであります。まち・ひと・しごと創生法第9条の規定に基づく東京都の総合戦略であり、今年度から東京オリンピック・パラリンピックの2020年までの6カ年を対象期間として、東京と地方の共存共栄に焦点を当てたものとなっているとの説明が東京都からありました。

次に、議事3の浜岡地域原子力災害広域避難計画についてであります。静岡県御前崎にある浜岡原子力発電所における南海トラフ地震、またそれに伴う津波と原子力発電所事故の複合災害が発生した場合の避難計画で、東京都では静岡県の依頼を受け、複合災害時の静岡県島田市からの避難者の受け入れを行い、今後は市町村からの意見を踏まえて、広域避難計画への具体的な対応を再検討していくとの説明が東京都からありました。

次に、議事4の東京都都税条例第5条に基づく市町村への収納事務等委託についてであります。昭和25年から実施してきた自動車税、個人事業税、不動産取得税の3税目について、近年の納税環境の整備や取り扱い実績の減少等を踏まえ、収納事務及び書類経由事務の委託を廃止する旨の説明が東京都からありました。

次に、議事5、2020年大会に向けた報告についてであります。大会後のレガシーを見据えて、3つの視点と8つのテーマについて方向性を示し、今後のパブリックコメントを経て、12月末には東京都の取り組みとして公表する予定との説明が東京都からありました。

次に、議事6の後期高齢者医療広域連合からの報告についてであります。10月28日開催の後期高齢者医療広域連合協議会で承認された平成26年度決算の概要と、厚生労働省通知等を反映させた平成28・29年度の保険料率の算定案等についての説明が、東京都後期高齢者医療広域連合からありました。

次に、議事7の平成28年度東京都市長会分担金についてであります。新年度の東京都市長会分担金について市長会事務局から説明があり、これを承認いたしました。

次に、議事8の東京都市オリンピック・パラリンピック連絡協議会の東京都市長会附属協議会への加入についてであります。市長会事務局から説明があり、これを承認いたしました。

次に、議事9の平成28年度都市税制改正に関する意見についてであります。全国市長会会長からの依頼を受け、市長会としての都市税制改正に関する意見として、4項目についての要請活動を行うに当たったのが市長会事務局から説明があり、これを承認いたしました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認いたしました。

以上で、市長報告を終わります。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります。議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（中間建二君） 議長報告終了までの間、議長職を交代いたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議長 関田正民君 登壇〕

○議長（関田正民君） おはようございます。

それでは、平成27年第4回市議会定例会議長報告を行います。

平成27年第3回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

まず初めに、10月16日から17日にかけて、友好都市であります福島県喜多方市を訪問いたしました。両市の交流をさらに推し進めるために行ったものであります。

今回の交流訪問は、議員の半数が参加する形で行われ、当日は私のほか中間建二副議長、森田真一議員、実川圭子議員、二宮由子議員、中村庄一郎議員、根岸聡彦議員、荒幡伸一議員、木戸岡秀彦議員、中野志乃夫議員の以上10名が参加されました。

16日は、喜多方市議会本会議場の見学、喜多方市市政映像の上映の後、喜多方市議会と今後の両市の交流を

さらに深めるための取り組み等について、活発な意見交換会を実施してまいりました。

また17日には、山都地区で行われた第32回山都新そばまつりに参加をいたしました。

次に、10月29日に第26回東京都道路整備事業推進大会が日比谷公会堂で開催されました。

本大会、多くの議員の皆様が参加されておりますので、細かな内容は省略させていただきますが、国土交通省道路局長及び東京都建設局長の講演の後、意見発表に続き、尾崎市長による大会宣言及び東久留米市長による大会決議が行われ、国及び東京都へ陳情活動を行うことが決定されました。

次に、11月8日に調布市市制施行60周年記念式典が調布グリーンホールで開催され、福祉祭の開会式と重なったことから、中間建二副議長に御出席いただきました。

次に、11月20日に東京都市議会議長会定例総会が東京自治会館で開催されました。

まず報告事項として、平成27年8月8日以降の会務報告、全国市議会議長会理事会及び評議員会の会議結果などの報告が行われました。

次に、平成28年度東京都市議会議長会事業計画（案）につきまして、原案どおり決定いたしました。この中で、東京都26市の議員及び事務局職員を対象とした議員研修会を平成29年の2月に開催する予定であることが提案されました。

次に、平成28年度東京都市議会議長会負担金（案）につきましては、近年、翌年度の繰り越しされる剰余金が増加している状況が続いていることから、及び運営調整基金の残高が約900万円となっている状況を踏まえ、今後の歳入歳出の数字を試算、検討した結果、各種負担金を1万円減額し、12万円とすることが提案され、了承いたしました。

次に、平成28年度同議長会歳入歳出予算（案）につきましては、平成28年度東京都市部が関東市議会議長会の副会長になることから、同議長会交付金支出基準に基づき、負担金及び交付金として100万円を新たに計上したことにより、歳入歳出それぞれ前年度と比べ365万9,000円増の1,371万7,000円とする予算案を原案どおり決定いたしました。

次に、平成28年度同議長会関係役員（案）につきましては、会長に昭島市議会議長、副会長に調布市議会議長と東大和市議会議長として私が就任する内容で、原案どおり決定いたしました。

次に、平成27年度東京都市議会議員研修会につきましては、来年2月12日、金曜日に府中の森芸術劇場において、講師に東京都副知事、秋山俊行氏を迎え、「世界一のオリンピック・パラリンピックの実現と多摩地域の振興に向けて」をテーマに行うことの提案があり、原案どおり決定いたしました。

報告は以上であります。ただいま報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

○副議長（中間建二君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議長 関田正民君 降壇〕



○副議長（中間建二君） 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（関田正民君） 以上で諸報告を終了いたします。

---

#### 日程第4 第8号報告 専決処分の報告について

○議長（関田正民君） 日程第4 第8号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第8号報告 専決処分の報告についてにつきまして、御説明申し上げます。

御報告の内容は、平成27年8月11日に起きました、庁用自動車による物損事故の損害賠償についてであります。

議会の議決により指定されました「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき、平成27年9月24日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告申し上げるものであります。

損害賠償額につきましては10万4,278円で、相手方は、東京都多摩市諏訪1丁目7番地の7、馬場紀子氏であります。

事故の概要につきまして御説明申し上げます。

本件は、平成27年8月11日、火曜日、午前10時05分ごろ、昭島市武蔵野2丁目20番9号、株式会社キューピッドワタナベ敷地内駐車場において発生いたしました庁用自動車による物損事故であります。

当日、庁用自動車を駐車する際、隣に駐車していた相手方車両に接触し、相手方の車両を損傷させたものであります。

事故の状況から、市に過失があることといたしまして示談をしたもので、損害賠償金として車両の修理代金である10万4,278円を、市が相手方に支払うものであります。

なお、損害賠償金は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済金により全額補填される予定であります。

今後、より一層交通事故防止に努めていく所存であります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第8号報告を終了いたします。

日程第5 第2号同意 東大和市監査委員の選任について

○議長（関田正民君） 日程第5 第2号同意 東大和市監査委員の選任について、本案を議題に供します。  
提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第2号同意 東大和市監査委員の選任についてにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、東大和市監査委員のうち、尾崎 実委員の任期が平成28年1月31日をもちまして満了となることに伴い、後任の委員を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

御提案申し上げました三ツ寺俊行氏は、平成元年から市内の税理士事務所に勤務された後、平成20年に税理士登録をされ、御自身の税理士事務所を開業されました。現在は税理士としての業務を行っている一方で、東京税理士会立川支部総務部長等を就任しており、幅広く活躍しております。

このことから、経営や会計等について豊富な経験と広い見識を有し、かつ人望も厚い三ツ寺俊行氏が適任と考え、東大和市監査委員として選任いたしたく、ここに御提案申し上げる次第であります。

なお、氏名、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第2号同意 東大和市監査委員の選任について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

---

日程第6 第65号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例

○議長（関田正民君） 日程第6 第65号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第65号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法は、国民の利便性の向上や効率的な行政運営を目的として、個人番号を導入いたしました。この個人番号の利用や、個人番号をその内容に含む個人情報、すなわち特定個人情報の提供につきましては、同法により厳しく制限されておりますが、条例で定めるところにより、市独自の事務において、個人番号を利用することや、他の執行機関に特定個人情報を提供することが可能となります。このため、個人番号を利用する市独自の事務等を定め、市民等の利便性の向上と事務処理の効率化を図るため、本条例の制定を御提案申し上げます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、趣旨の規定であります。番号法に基づき、市における個人番号の利用等に関し、必要な事項を定めるものであります。

第2条は、定義の規定であります。本条例で使用する用語として、個人番号及び特定個人情報の定義を定めるものであります。

第3条は、個人番号及び特定個人情報の利用範囲の規定であります。

第1項は、市の執行機関が、個人番号を利用することができる事務を定めるものであります。個人番号を利用する市独自の事務として、条例別表第1の右欄に掲げる事務を定めるとともに、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務であって、市の執行機関が行うものにつきましても、個人番号を利用する事務として定めるものであります。

第2項は、市の執行機関内において、条例別表第2の中欄に掲げる事務を処理するため、必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報を利用することができることを定めるものであります。

第3項は、市の執行機関内において、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するため、必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報を利用することができることを定めるものであります。

第4項は、添付書類の省略につきまして定めるものであります。

他の条例等の規定により、書面の提出が義務づけられている場合であっても、特定個人情報の利用があった場合は、その書面の提出があったものとみなす規定を定めるものであります。

第4条は、特定個人情報の提供の規定であります。

第1項は、特定個人情報を提供することができる場合を定めるものであります。条例別表第3の第1欄から第4欄までにおいて、提供を求める執行機関、処理する事務、提供する執行機関、提供の対象となる特定個人情報を定めることにより、市の執行機関の間で、特定個人情報を提供することができることを定めるものであります。

第2項は、第3条第4項と同様に、特定個人情報の提供があった場合の添付書類の省略につきまして定める

ものであります。

第5条は、委任の規定であります。この条例の施行に関し必要な事項は、規則に委任することを定めるものであります。

附則につきまして御説明いたします。

附則第1項は、施行期日の規定で、本条例の施行日を平成28年1月1日とするものであります。ただし、附則第2項の規定は、公布の日を施行日としております。

附則第2項は、準備行為の規定で、施行日の前においても、必要な準備行為をすることができることを定めるものであります。

附則第3項から第6項までは、経過措置の規定であります。

附則第3項は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務であって、市の執行機関が行うもののうち、主務省令が公布されていない事務につきまして、暫定的な対応を定めるものであります。

附則第4項は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務であって、市の執行機関が行うもののうち、第3条第3項の特定個人情報のみ利用では、施行日以後における処理を適切に行うことが困難であると認められる事務につきまして、暫定的な対応を定めるものであります。

附則第5項は、附則第3項及び第4項の場合における添付書類の省略につきまして定めるものであります。

附則第6項は、第3回市議会定例会において議決をいただきました東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例が、平成28年4月1日に施行されることに伴い、準備行為として行われる学童保育所の入所等に関する事務につきましても、個人番号の利用等ができるよう条例別表第1及び第2の規定の読みかえを定めるものであります。

続いて、別表につきまして御説明申し上げます。

別表第1は、市の執行機関において、個人番号を利用することができる事務を定めるものであります。第3条第1項において御説明いたしました市が独自に定める個人番号の利用事務として、障害者関係、子育て支援関係などの18種類の事務を、同表の右欄に定めるものであります。

なお、この表の18の項につきましては、臨時的な施策等に対応するため、個人番号を利用することができる他の事務と一体として処理することにより、市民等の利便性の向上及び行政運営の効率化に資する事務を、個人番号の利用事務として位置づけるための規定であります。

別表第2は、別表第1に定める18種類の個人番号を利用する事務につきまして、その処理のために利用することができる特定個人情報を定めるものであります。第3条第2項において御説明いたしました別表第2の中欄に掲げる事務を処理するために、必要な限度で利用することができる特定個人情報を、同表の右欄に定めるものであります。

別表第3は、他の執行機関に特定個人情報を提供することにつきまして、必要な事項を定めるものであります。第4条第1項において御説明いたしました提供を求める執行機関、処理する事務、提供する執行機関及び提供の対象となる特定個人情報を、同表第1欄から第4欄までに定めるものであります。

以上でございます。よろしく御説明申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○2番（尾崎利一君） 1点だけ伺います。

これは新設条例ですけれども、個人情報、この個人番号制度によって、あらゆる段階で漏えいする可能性がある危険なものなわけです。ところが、この条例では、別表がさまざま定められていますけれども、ほぼ全てですかね、規則で定めるものということで全て規則に委任されてるわけですが、しかしその規則がここに提出されていません。これは新設条例でもあり、これだけ規則に委任されてるということになれば、この条例案と同時に規則の案についても議会に提出をすべきものというふうに考えています。規則案があれば、速やかに議員に配付して、議会の審議の条件を満たすという措置がとられるべきだと思いますが、その点についての見解を伺います。

○企画財政部参事（田代雄己君） この条例の関係で、規則に委任している事項が多いというお話でございました。この新設条例につきましては、総務委員会のほうで審議されるということで、本日、決定しておりますので、総務委員会のほうにその規則の骨子案という形で御提供することを考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） この内容からいって、一日も早く、あるんであればね、今すぐにも全議員に配付すべきものというふうに考えていますが、その点、あるんでしょうか、もう現在できているのであれば、そういう措置がとられるべきだと考えてるわけですが、いかがですか。

○企画財政部長（並木俊則君） 規則の骨子案、今、鋭意努力して作成中でございますが、来週の総務委員会のほうに、なるべく早い段階をもって皆様のほうに提出をしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 1点お伺いします。

別表において、いろいろな事務の利用範囲などを、利用範囲や提供に関するものを規定してるというふうに考えますけれども、これらは基本的には市民の方が、こういったことを申請した時点で利用していくというふうに考えてよろしいでしょうか。それとも、特に申請とは関係なく、行政側で何かこう、対象範囲を調べたりするときにも利用できるというふうなことなのでしょうか、教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） これらの事務につきましては、他の特定個人情報を見るような形になるわけですが、御本人が申請し、そのときに連携して、その情報を入手するという形になっております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 御本人が、例えばその個人番号を紛失してしまったりしたような場合には、この番号が、例えばわからなくなってしまう場合には、これらの事務はとり行えなくなるということでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 個人番号を紛失したというケースですと、また別の手続として入手することにはなってくるわけでございますけれども、例えば個人番号がわかる書類をお持ちにならなかったというケースかと考えております。そのようなケースは、基本的にはお持ちいただくのが原則でございますが、例えば高齢者の方で、きょうお持ちにならなかったようなケースであれば、理由をお聞きして、その場では確認いただかずに、内部で処理をすることは可能というふうに考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 細かい内容は総務委員会のほうで審議されると思いますので、関連することを質問させていただきます。

附則に28年1月1日から施行ということでございまして、通知カード、順次配布していただいていると思いま

すけども、その配布の現状、どこまで配布をされておられるのかということと、あと本人に届かない、返却されてくるものもあるかと思うんですが、それについての対応はどのようにしていこうと現在お考えなのか、この2点についてお伺いいたします。

○市民部長（広沢光政君） 通知カードの件についての御質問ということで、現在、市民部のほうで通知カード、配送に関しては担当して行っておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

現状ですと、武蔵村山郵便局のほうの情報によりますと、東大和市につきましては、1回目の配送といえますか、配送につきましては全て終了しているというふうなことでお聞きしております。

返還分ということでございますけれども、今ちょっと手元にあれなんです資料が、当初予定しておりました1,000通以上、2,000通近く返戻がございます。これにつきましては、当然うちのほうで、いろいろな理由ございますけれども、逐一調査をしまして、できる限り御本人にまず連絡がとれるようにということで、既にそういった方々とコンタクトがとれまして、市のほうに受け取りに来ていらっしゃるという方々が数多く見られているところでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、総務委員会に審査を付託いたします。

---

#### 日程第7 第66号議案 東大和市印鑑条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第7 第66号議案 東大和市印鑑条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第66号議案 東大和市印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、個人番号カードを使用して、コンビニエンスストアに設置されております多機能端末機から、印鑑登録証明書の交付を受けることができるように規定を整備するため、条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容について御説明申し上げます。

最初に、第17条の改正は、見出しを改めるとともに、文言整理を行うものであります。

次に、第18条の改正は、見出しを改めるものであります。

次に、第19条から第22条までを1条ずつ繰り下げ、新たに第19条を加えるものであります。

新たに加える第19条は、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機により印鑑登録証明書の交付請求等についての規定であります。

第1項は、印鑑登録証明書の交付請求について定める第17条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カードを使用して印鑑登録証明書の交付請求ができることを定めるものであります。

第2項は、印鑑登録証明書の窓口交付を想定した第18条の規定にかかわらず、市長は当該請求が適正である

ことを確認したときは、多機能端末機により印鑑登録証明書を交付することを定めるものであります。

最後に、附則であります、この条例の施行日を平成28年2月22日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○4番（実川圭子君） こちらもマイナンバーに関する事だと思えますけれども、窓口の交付の手続はこれまでと同様なのかということと、あとはもう1点は、コンビニでの交付のときに、個人番号カードがあればできるということなんです、ちょっとこの多機能端末機は、どのように利用できるのかがちょっとイメージがつかないんですけども、本人確認などはどのようにされるのか教えてください。

○市民部長（広沢光政君） まず1点目の窓口、本庁窓口での交付の関係でございますが、こちらにつきましては従前と変わりはありません。

それから、2点目のコンビニの交付の関係でございます。まずこちらにつきましては、コンビニに設置されております多機能型のコピー機、こちらのほうに個人番号カードを一応かざしていただくと。カードリーダーみたいな形で読み込みます。それだけではなくて、公的個人認証を利用いたしまして、御本人の利用者証明用番号、こちらのほうを打ち込んでいただきます。その上で、初めて証明が発行されるというような流れになっております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第66号議案 東大和市印鑑条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決めます。

---

日程第8 第67号議案 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第8 第67号議案 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第67号議案 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法等の改正に伴い、条例で引用する地方公務員法の条項のずれを整理するものがあります。

内容について御説明申し上げます。

第1条は、趣旨の規定であります。同条で引用する地方公務員法第24条第6項を第24条第5項に改めるものであります。

附則であります。条例の施行日を、改正法の施行日に合わせて平成28年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第67号議案 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第9 第68号議案 東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第9 第68号議案 東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第68号議案 東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、被用者年金制度の一元化等を図るため、厚生年金保険法等が改正され、その一部の規定が平成27年10月1日から施行されたことに伴い、条例の一部改正を御提案するものであります。

内容について御説明申し上げます。

付則第5条第1項の表及び第2項の表につきましては、本条例において定めております年金として支給する補償及び休業補償について、当該補償の受給権者に、その補償の事由と同一の事由により、厚生年金保険法等、他の法令による社会保障給付が支給される場合の調整率を定めております。この表中の文言整理を行うため、表の全部改正を行うものであります。

なお、調整率自体に変更はございません。

附則であります。附則第1項は、条例の施行日を公布の日とし、平成27年10月1日から適用するものであります。

附則第2項から第4項までは、経過措置について定めるものであります。現在、条例により補償を受けている者はありませんが、適用日前に支給すべき事由の生じた補償については、従前の例によるものとする、当該補償の受給権者が、改正前より受給している一部の給付については、当分の間、付則第5条第1項の表の規定を適用しないものとする、適用日から条例の施行日の前日までの間に改正前の条例の規定により支給された補償は、新条例による補償の内払いとみなすことを定めるものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第68号議案 東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第10 第69号議案 東大和市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第10 第69号議案 東大和市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第69号議案 東大和市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、農業協同組合法等の改正に伴い、条例で引用する農業委員会等に関する法律の条項のずれを整理するものであります。

内容について御説明申し上げます。

別表第1で引用する農業委員会等に関する法律第29条第1項を第35条第1項に改めるものであります。

附則であります。条例の施行日を、改正法の施行日に合わせて平成28年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第69号議案 東大和市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第11 第70号議案 東大和市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第11 第70号議案 東大和市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第70号議案 東大和市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法等の改正に伴い、条例で引用する地方公務員法の条項のずれを整理するものがあります。

内容について御説明申し上げます。

第1条は、趣旨の規定であります。同条で引用する地方公務員法第24条第6項を第24条第5項に改めるものであります。

附則であります。条例の施行日を、改正法の施行日に合わせて平成28年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第70号議案 東大和市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。  
ここで10分間休憩いたします。

午前10時25分 休憩

---

午前10時35分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第12 第71号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第12 第71号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。  
提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第71号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、平成27年度税制改正に伴い、地方税法等の改正が行われたことから、その影響を受ける市税条例の規定につきまして改正を行うとともに、その他、必要な改正を行うものであります。

それでは、主な改正内容につきまして御説明申し上げます。今回は改正事項が多岐にわたるため、お手元に配付させていただきました第71号議案資料に基づきまして御説明させていただきます。

議案資料の1ページをお開きください。

主な改正内容は、4点ございます。

まず1点目は、市たばこ税の税率の見直しであります。たばこのうち、旧三級品のたばこにつきましては、一般品のたばこに比べて、これまで税率が低く抑えられておりましたが、平成28年4月1日から段階的に引き上げを行い、平成31年4月1日までに一般品のたばこと同じ税率にするものであります。

2点目は、徴収猶予及び換価の猶予制度に関する条例の規定の整備であります。地方税法の改正により、新たに申請による換価の猶予制度が設けられたことから、実施に当たって必要な事項を条例に規定することとなりました。また、従前より法に規定されておりました徴収猶予制度と職権による換価の猶予制度につきましても、実施に当たって必要な事項を条例で規定することとなりましたので、あわせて規定の整備をするものであります。

3点目は、市税の減免に係る申請期限の見直しであります。市税の減免の申請期限につきましては、これまで減免を受けたい市税の納期限の7日前までとしておりましたが、これを納期限まで延ばすための改正を行うものであります。

4点目は、社会保障・税番号制度の導入に伴う規定の整備であります。社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入により、来年から市税に係る申請・申告の一部において、個人番号と法人番号の記載が必要となります。このため条例に規定されている申請または申告すべき事項に、個人番号と法人番号を加える改正をするものであります。

次に、各条文の改正内容につきまして御説明申し上げます。

議案資料の2ページをごらんください。

第2条は、用語の規定で、文言整理をするものであります。

第8条から第12条までは、徴収猶予等に関する規定で、主な改正内容で申し上げましたとおり、徴収猶予及び換価の猶予に関する規定を新たに整備するものであります。

まず、第8条は、徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付または分割納入の方法の規定で、徴収の猶予をする場合に、当該徴収の猶予に係る市税につきまして、原則として猶予期間内の各月に分割して、納付または納入することを規定するものであります。

第9条は、徴収猶予の申請手続等の規定で、徴収の猶予を申請する場合の申請書の記載事項及び添付書類につきまして規定するものであります。あわせて申請書及び添付書類の記載に不備がある場合で、これらの書類の訂正を求める通知を受けたときにおける訂正期限につきましても規定するものであります。

第10条は、職権による換価の猶予の手続等の規定で、職権による換価の猶予をする場合に、必要に応じて提供を求めることができる書類につきまして規定するものであります。

第11条は、申請による換価の猶予の申請手続等の規定で、換価の猶予の申請期限につきまして規定するものであります。あわせて、換価の猶予を申請する場合の申請書の記載事項及び添付書類につきましても規定するものであります。

第12条は、担保を徴する必要がある場合の規定で、猶予に係る金額が100万円以下である場合など、担保を不要とする基準につきまして規定するものであります。

続いて、第15条は、公示送達の規定で、文言を整理するものであります。

第20条は、市民税の納税義務者等の規定で、法人市民税における恒久的施設に係る規定を、法人事業税と同様の表記とするために、文言を整理するものであります。

第30条は、所得割の課税標準の規定で、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人市民税の所得割の一部につきまして、課税標準を計算する場合に、所得税法の計算の例によらないものとする規定を整備するものであります。

第33条の2は、市民税の申告の規定で、主な改正内容において申し上げましたとおり、マイナンバー制度の導入に伴い、申告事項に法人番号を加えるものであります。

第33条の3の3は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の規定で、所得税法の改正に伴い、引用する条項を整理するものであります。

第45条は、市民税の減免の規定で、市民税の減免の申請期限を延長する改正を行うものであります。これまで減免を受けようとする場合の申請期限につきましては、市民税の「納期限の7日前」としておりましたが、

これを「納期限」に改めるものであります。これにより、申請期間が7日延長するものであります。あわせて、申告事項に個人番号及び法人番号等を加えるものであります。

議案資料の3ページをお開きください。

第49条の2は、施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申し出の規定、第49条の3は、法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の案分の申し出の規定で、いずれも申告事項に個人番号及び法人番号等を加えるものであります。

第58条は、固定資産税の減免の規定で、市民税と同様に、固定資産税の減免の申請期限を納期限まで延長するものであります。あわせて、申告事項に個人番号及び法人番号等を加えるものであります。

続く、第59条の2の3は住宅用地の申告の規定、第59条の3は被災住宅用地の申告の規定で、いずれも申告事項に個人番号及び法人番号等を加えるものであります。

第75条及び第76条は軽自動車税の減免に関する規定、第122条の3は特別土地保有税の減免の規定で、市民税と同様に、これらの税の減免の申請期限を、納期限まで延長するものであります。あわせて、申告事項に個人番号、法人番号等を加えるものであります。

付則第3条の3は、納期限の延長に係る延滞金の特例の規定で、法人税法の改正に伴い、引用する条項を整理するものであります。

付則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定であります。新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅等につきまして、固定資産税を軽減する「わがまち特例」を導入するために、規定を整備するものであります。

付則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定、付則第13条の4は、宅地化農地に対して課する固定資産税の納税義務者の免除等の規定で、いずれも申告事項に個人番号及び法人番号等を加えるものであります。

付則第16条の2は、たばこ税の税率の特例の規定で、主な改正内容において申し上げましたとおり、旧三級品たばこに対する税率の特例に関する規定を削除するものであります。

議案資料の4ページをごらんください。

付則第18条の6は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の規定で、申告事項として個人番号及び法人番号等を加えるものであります。

次に、付則第18条の8を付則第18条の9とし、新たに付則第18条の8の規定を加える改正であります。この改正により、追加する付則第18条の8は、法附則第15条第18項の条例で定める割合の規定で、都市再生特別措置法に基づく公共施設に係る都市計画税の課税標準につきまして、都市計画税を軽減する「わがまち特例」を導入するために規定を整備するものであります。

最後に附則であります。

附則第1条は、施行期日の規定で、この条例の施行日を平成28年1月1日とするものであります。ただし、各号に定める改正規定等につきましては、それぞれ異なる施行日とするものであります。

附則第2条は、徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置の規定で、本条例による改正後の総則の規定の適用区分に関して、第1項から第3項までに分けて規定するものであります。

附則第3条は、市民税に関する経過措置の規定で、本条例による改正後の市民税の申告等の規定の適用区分に関して、第1項から第4項までに分けて規定するものであります。

附則第4条は、固定資産税に関する経過措置の規定で、本条例による改正後の固定資産税の各規定の適用区分に関して、第1項から第5項までに分けて規定するものであります。

附則第5条は、軽自動車税に関する経過措置の規定で、本条例による改正後の軽自動車税の減免の規定の適用区分に関して規定するものであります。

附則第6条は、市たばこ税に関する経過措置の規定で、旧三級品たばこに係る税率の軽減税率の廃止に当たって、段階的に税率の引き上げを行うための規定を設けるものであります。あわせて、税率引き上げ前に旧三級品たばこを一定数量以上所持する小売販売店等に対して課税をする、いわゆる「手持品課税」を実施するための規定を、第3項から第14項までに分けて規定するものであります。

附則第7条は特別土地保有税に関する経過措置の規定、附則第8条は都市計画税に関する経過措置の規定で、本条例による改正後の各税の規定の適用区分に関して規定するものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○1番（森田真一君） 3点ばかりお伺いしたいと思います。

1つは、マイナンバーの取り扱いでの関係なんですが、窓口での対応の際に、自分のマイナンバーがわからないとか、また書きたくないという場合も、今の時点だとあるのかというふうに思うんですが、そう指示された場合、本来のこの申請そのものというのが受け付けられなくなるのかどうか。

また当面、もし書かなくてもいいよということがあるとすれば、いずれはまた書かざるを得ないというようなことになるのかどうかということ。

それから、もう一つ、たばこ税なんですけども、たばこ税の税率の引き上げについて、政策目的そのものは、これ何なのかというのがわからないので、これについても教えてください。

○市民部長（広沢光政君） まず1点目でございます。マイナンバーの関係で御質問いただいております。

基本的にはマイナンバー、これも書いていただくというのが原則でございますが、今のようなケースの場合に、税におきましては、御本人様から事情等をお聞きした上で、未記入の場合には受け付けは行うということでございます。その後でございますけれども、今、国のほうから出されてる要領等に基づきますと、市のほうでJ-L I S、地方公共団体情報システム機構のほうに確認をした上で記入をしていくというようなことで、今現在ではお話が来ております。

それから、2点目のたばこ税の税率の関係でございますが、御存じのとおり旧三級品といいますのは、かなり古いたばこということでございまして、金額的にも今まで抑えられてたつてところがございまして、それを吸っていた方々、割かし高齢の方々が多かったです。現状では金額が安いということで、割かし若い方々がそのたばこをたしなむようになってきているということで、そういった意味で健康等の関係も考慮した中で、国が言うには税率の見直しを行ったということでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔1 番 森田真一君 登壇〕

○1 番（森田真一君） 日本共産党を代表しまして、第71号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例案に反対の立場から討論いたします。

本議案は、平成27年度税制改正に伴い、4点の改定を提案されています。それぞれについて申し上げます。

まず第1に、市税の徴収猶予、換価の猶予に関する規定の整備について。

我が党は、2010年の1月に地方税の滞納を理由に年金が差し押さえられたお年寄りが餓死するという悲惨な事件を国会でも取り上げ、納税者の生存権を脅かす徴収はあってはならない、国税庁が税務運営指針に「納税者に対して親切な態度で接し、不便をかけないように努める」と掲げているように、地方税においてもその精神を踏まえて対応すべきだと主張してきました。

この改定は、納税者自身の権利として申告により徴収猶予、換価の猶予を求めることが可能となるものであることを評価するとともに、実施においては必要とされる市民の利用が促進されるよう制度の周知を図るよう要望いたします。

第2に、市税の減免申請の期限の見直しについて。

申請期限の拡充により、さきのおり納税者の権利の拡大に資するものとして評価をいたします。

第3に、市たばこ税の旧三級品の軽減税率の段階的縮小の廃止について。

これまで低所得者への配慮のため軽減税率を設けてきましたが、WTO協定等の内外無差別の原則に違反をしていると提訴されることを避けるためとして、平成28年度から段階的に税率を引き上げることで値上げとなるものです。価格の引き上げによって、喫煙の機会を減らしていくといった健康政策上から出発したものではありません。TPPの締結を前に海外の大手たばこ会社の利益に奉仕をし、大衆課税を強化する、それ以外の何物でもありません。低所得者狙い撃ちの増税には反対です。したがって、私どもはこれには反対です。

続いて第4に、社会保障・税番号制度の導入に伴う規定の整備について。

市税に係る申請・申告においてマイナンバーを書類に記載することを求める事務を定めるものですが、国会審議でも指摘されたマイナンバーの庁内での運用や企業等での取り扱いにおいて、個人情報の漏えいなどのリスクを排除し切れないことは依然変わっていません。窓口対応としては、個人番号の記載を強制しないということですが、情報漏えいの可能性が依然としてあるもので、条例で記載を必要事項と定めるのは人権を侵害するものともなります。

また郵送通知の際に、誤配など、これまで想定されなかったリスクもあることがわかりました。小規模企業では対応による事務コストの負担も大きく、今からでも制度は中止すべきです。したがって、私どもはこれには反対です。

以上、4点を申し上げ、本条例案には反対するものです。

以上です。



[1 番 森田真一君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第71号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

### 日程第13 第72号議案 東大和市手数料条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第13 第72号議案 東大和市手数料条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第72号議案 東大和市手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、個人番号カードを使用して、コンビニエンスストアに設置されております多機能端末機から、証明書等を交付する場合の手数料を定めるため、条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容について御説明申し上げます。

初めに、第5条は、手数料の免除の規定であります。第2項において、第1項で定める手数料の免除規定は、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機による請求については、適用しないことを定めるものであります。

次に、別表は、手数料を徴収する事務及び金額について定めておりますが、多機能端末機により交付する場合の手数料を定めるとともに、所要の文言整理等を行うものであります。

多機能端末機により交付する場合の手数料であります。 「住民基本台帳等に関するもの」におきましては、「住民票の写しの交付」について1通当たり200円、「戸籍の附票の写しの交付」について1通当たり150円、「印鑑登録証明書の交付」について1通当たり150円とするものであります。

「戸籍等に関するもの」におきましては、「戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書の交付」について、1通当たり350円とするものであります。

「税に関するもの」におきましては、「課税に関する証明」について、1通当たり200円とするものであります。

最後に、附則であります。この条例の施行日を平成28年2月22日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○4番（実川圭子君） 先ほどの印鑑証明の条例とも関係してるんですが、私は基本的にはマイナンバーに関しては賛成しかねるという立場なんですけど、まとめて後で討論させていただきたいと思っておりますけれども、先ほどからの答弁の中でも、利便性ですとか効率性ということをおっしゃっていられたと思っておりますけれども、費用的にはどのようなものになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

多機能端末機というのも、既に設置されているものを利用していくのか、ちょっとその辺もよくわからないんですが、それにしてもソフトを、また入れかえたりというようなことで、これをコンビニで使えるようになるためには、どのぐらいの費用がかかるのかということと、その費用負担はどのようなものになっているのか教えてください。

○市民部長（広沢光政君） コンビニ交付の証明の発行に関する経費関係ということでございますので、私のほうからお答えをさせていただきますが、今、御質問者のお話があった多機能端末機に関しては、これはお話があったとおりの既に設置されているものでございますので、こちらに関する支出等は特別ございません。

コンビニ交付を行うに当たっては、まずお話ありました当市のほうでおける基幹系システムとの間でのシステムの改修といいますか。構築ですね。それから、あと東大和市自体に証明用のサーバーを設置いたしますので、そのためのサーバーのハード部分のレンタルといいますかリース料、そういったものが発生してくるということでございます。

ですから、費用的には、あと行うに当たって、これも先ほどからお話が出ていますJ-LIS、地方公共団体情報システム機構のほうに契約をするわけでございますが、この機構のほうに対しまして、毎年度、負担金というものをお支払いしていくことと、あと最終的にはコンビニのほうに行くようになりますけれども、コンビニ交付をするに当たっての証明書1件に対しての委託料というような支出が生じるということでございます。以上でございます。

○4番（実川圭子君） 今のお話ですと、市のほうにもサーバーを設置したりというようなことで、市の負担とあるのかと思っておりますけれども、そういうものは国から財源の措置があるのでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 今、私どものほうでお聞きしている中では、地方財政措置がされるということでお聞きをしております。ちなみに27年度、今、御審議いただいておりますけれども、コンビニ交付を2月からという予定で進めておりますので、既に2月、3月分とかかってくるわけございまして、その分につきましても27年度は——失礼しました、特別交付税ということで、こちらのほうの支出が見られております。それ以降につきましても、特別交付税ということで措置されるというふうにはお伺いしております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 何点か確認をさせていただきます。

まず1点目は、先ほど別の議員の方も御質問されておられた、印鑑証明のところでお伺いされても、住民票や戸籍等の交付についても、その手続、手順というものは同様のものかという理解でよろしいのかということが1点でございます。

2点目が、こういったことによりまして、市の事務事業が効率化されるということでございますけれども、こういった規模で効率化されるのかということをお考えなのかということと、あわせてまた人件費の抑制ということにも、これがつながっていくのかどうかという点、この点について確認をさせていただきます。

○市民部長（広沢光政君） まずコンビニ交付の関係の1点目の御質問でございます。今回、コンビニ交付におきましては、印鑑証明以外にも、住民票、戸籍の附票等を出すことになっておりますけれども、そちらにつきましても手続的には印鑑証明書と同じでございます。

それから、2点目の関係でございます。事務事業、いわゆる費用対効果といいますが、そういったところでございますけれども、まず一番大きいのは、窓口で今、交付されております証明書の発行事務、こういったものがコンビニのほうへシフトしていくということが、一番大きく考えられることかなというふうに考えております。それに伴って、ちょっと今、御質問者のほうからもお話がありました人工的な面ですね、こういった面も効果があらわれてくるのかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第72号議案 東大和市手数料条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第14 第73号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第14 第73号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第73号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほど御審議いただきました第71号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例におきまして、市税の減免に係る申請期限の見直しを図ったことと同様に、介護保険料の減免に係る申請期限の見直しを図るため、条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容について御説明申し上げます。

第9条第3項は、保険料の減免に係る申請期限の規定であります。現在、普通徴収の方法によって保険料を徴収されている者については、「納期限の7日前まで」、また特別徴収の方法によって保険料を徴収されている者については、「特別徴収対象年金給付の支払いに係る月の前々月の15日まで」と定めております。この申請期限を、普通徴収、特別徴収ともに「納期限まで」とし、詳細は規則に委任するものであります。

附則であります。条例の施行日を平成28年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第73号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第15 第74号議案 東大和市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第15 第74号議案 東大和市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第74号議案 東大和市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回は、東大和市第4次行政改革大綱による3年ごとの見直しに基づき、国民健康保険事業特別会計の健全化を目的として、税率等の改定を行うため、条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

主な改正点は、4点ございます。

1点目は、税率の見直しであります。繰入金を投入してもなお不足する部分につきまして、保険税収入により対応する必要があるため、税率改定を行うものであります。

2点目は、賦課方式の見直しであります。被保険者の世帯構成や資産状況の変化に伴い、より公平性の強い制度とするために、基礎課税額のうち、資産割及び平等割を廃止し、所得割及び均等割に集約するものであります。

3点目は、課税限度額の見直しであります。現行の限度額が法定の限度額と乖離しているため、2年間で法定の水準に到達するように段階的に引き上げるものであります。

4点目は、多子世帯の負担軽減を図るため、一定の被保険者均等割額を軽減する措置を導入するものであります。

なお、今回の改正につきましては、本年11月17日の東大和市国民健康保険運営協議会の答申に基づきまして行うものであります。

また、改正の方法といたしまして、第1条では東大和市国民健康保険税条例の一部を改正し、第2条では東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正しております。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

まず、東大和市国民健康保険税条例の一部改正を定める第1条につきまして御説明申し上げます。

第2条は、課税額の規定で、第2項の基礎課税額の課税限度額は51万円から52万円に、第3項の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額は14万円から17万円に、第4項の介護納付金課税額の課税限度額は12万円から16万円に、それぞれ改めるものであります。

第3条は、国民健康保険の被保険者に係る所得割額の規定で、第1項の基礎控除後の総所得金額等に乗じる税率につきまして、100分の5.01から100分の5.64に改めるものであります。

第4条は、国民健康保険の被保険者に係る資産割額の規定で、賦課方式の見直しにより規定を削除するものであります。

第5条は、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の規定で、基礎課税額の被保険者均等割額につきまして、2万500円から2万6,500円に改めるものであります。

第6条は、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の規定で、第4条の改正と同様に、賦課方式の見直しにより、規定を削除するものであります。

第7条は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額の規定で、基礎控除後の総所得金額等に乗じる税率につきまして、100分の1.60から100分の1.68に改めるものであります。

第8条は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の規定で、被保険者均等割額を7,500円から7,900円に改めるものであります。

第9条は、介護納付金課税被保険者に係る所得割額の規定で、基礎控除後の総所得金額等に乗じる税率を、

100分の1.75から100分の1.83に改めるものであります。

第10条は、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額の規定で、被保険者均等割額を1万400円から1万800円に改めるものであります。

第14条は、納税義務の発生、消滅等に伴う賦課の規定で、第6条の削除に伴い、文言を追加するものであります。

第23条は、国民健康保険税の減額の規定で、課税限度額の改正に伴い、引用する金額の改正を行うとともに、第1号から第3号までに規定する「減ずる額」について、被保険者均等割額の改正に伴い、7割相当額、5割相当額及び2割相当額の改正を行うものであります。また、基礎課税額の世帯別平等割額の廃止に伴い、不要となる規定を削るものであります。

次に、第24条は、国民健康保険税の減免の規定で、第2項に定める減免申請の期限につきまして、納期限の7日前までとしていたものを、納期限まで延長する改正を行うものであります。

次に、付則に第17項を加える改正であります。主な改正点で御説明いたしましたように、多子世帯の負担軽減のため、同一の世帯に属する18歳未満の被保険者のうち、年齢が上から1番目及び2番目の者以外の者について、被保険者均等割額をゼロ円とする規定を設けるものであります。

次に、第2条につきまして御説明いたします。

第2条は、平成25年に議決をいただきました東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

附則第1項は、施行期日の規定で、付則第14項の改正規定の施行日を平成29年1月1日と定めておりましたが、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の改正に伴い、平成28年1月1日に前倒して施行するために改正するものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、施行期日の規定で、条例の施行日を平成28年4月1日と定めるものであります。ただし、第2条の規定は、公布の日とするものであります。

附則第2項は、経過措置の規定で、改正後の条例の規定につきましては、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税から適用することを定めるものであります。

附則第3項は、平成28年度分の国民健康保険税の課税の特例の規定で、課税限度額の激変緩和措置として、所要の読みかえ規定を設けるものであります。これにより、平成28年度の限度額は、改正後の額より1万円または2万円低い額とし、平成29年度から改正後の額を適用するものであります。

附則第4項は、平成28年度分の国民健康保険税の減額の特例の規定で、改正後の第23条の規定の適用につきまして、附則第3項による激変緩和措置の額に基づき、所要の読みかえを定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

---

日程第16 第75号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第16 第75号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第75号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、道路法施行令の改正により変更、追加された内容につきまして、整合を図るため、条例の一部改正を御提案するものであります。

内容について御説明申し上げます。

初めに、第3条は、占用料の減免について定めておりますが、第1号の改正は、不要となった引用条文を削除するものであります。

次に、別表は占用料の単価について定めておりますが、道路法施行令第7条の改正によりまして、道路の占用許可を必要とする物件として、太陽光発電設備及び風力発電設備が規定されたことから、追加するものであります。

あわせて、道路法施行令第7条各号を引用している規定に号ずれが生じることから、整合を図るために、規定の順序を入れかえるための各種の改正を行うとともに、必要な文言整理を行うものであります。

最後に、附則であります。この条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第75号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第17 第76号議案 東大和市奨学資金貸付条例を廃止する条例

日程第18 第77号議案 東大和市奨学資金貸付基金条例を廃止する条例

○議長（関田正民君） 日程第17 第76号議案 東大和市奨学資金貸付条例を廃止する条例、日程第18 第77号議案 東大和市奨学資金貸付基金条例を廃止する条例、以上、2議案を一括議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第76号議案 東大和市奨学資金貸付条例を廃止する条例及び第77号議案 東大和市奨学資金貸付基金条例を廃止する条例につきまして、一括して提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

市の奨学資金貸付制度につきましては、学校教育法に規定する高等学校または高等専門学校に在学する経済的事由により修学困難な者に対して、必要な奨学資金を貸し付けることを目的として、昭和47年度から実施してまいりました。

近年、国から給付される就学支援金、都から給付される奨学給付金等の給付制度が充実されたことや、市の貸付制度と比べて内容の充実しております都の育英資金の周知を図ることによりまして、昨年度及び今年度は利用者がございませんでした。また平成25年度の外部評価会議におきましても、廃止すべきとの御意見をいただいております。

これらを勘案した結果、今年度をもちまして貸付制度を廃止するものであります。

また、奨学資金貸付基金につきましては、奨学資金の貸し付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うために設置した基金であります。貸付制度の廃止によりまして存置の必要がなくなりますことから、廃止するものであります。なお、廃止に伴う基金の現金残高につきましては、廃止後に一般会計に繰り入れる予定であります。

内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、第76号議案であります。東大和市奨学資金貸付条例を廃止するものであります。

附則であります。附則第1項は、条例の廃止日を平成28年4月1日とするものであります。

附則第2項は、経過措置の規定で、条例廃止の際に完了していない償還については、従前の例によるものとしてあります。

次に、第77号議案であります。東大和市奨学資金貸付基金条例を廃止するものであります。

附則であります。条例の廃止日を平成28年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。



[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○19番（東口正美君） 幾つか質問させていただきます。

まず1点目は、この完了していない償還金というのがどれぐらいあるのか、今後、償還されてくるものは、基金と一緒に一般財源に入っていくという考え方でいいのかということと、あと取り崩します—廃止します基金の残高は、今どれぐらいあるのか教えてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） まず現在の未償還金額でございますが、804万5,000円になります。基金の現金残高につきましては、こちらも平成26年度末の状況でございますが、504万7,000円となっております。今後も償還事務のほうは適正に行っていきたいと考えております。

その金額につきましては、新年度以降も、一般財源のほうに入る形になります。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 今回ずっと使われてないということで廃止ということは、今の市民の皆様方にとっては使いにくいものなのかなということで、廃止することはわかるんですけども、子育てしやすいまちづくりということで掲げている中で、この教育にかかわる奨学金を、今の時代に合ったような形で、例えば少額でも給付型の奨学奨励金のようなものとか、また当市の子供たちに夢を与えるような形で、必ずしも経済的なのということだけではなくて、例えばこういうことで取り組めて、成果が出た方に対しては奨励金としてお渡しするような形で、給付型のもので、少額であっても、今後、取り組むお考えがあるのか、私としてはそのようなものが、当市の特徴ある子育ての施策の一つとして実現することを要望するものですけれども、市のお考えをお聞かせください。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 現在の市の奨学資金の貸し付けにつきまして、この制度、外部評価の御意見も賜りました。その中の御意見の1つとしては、給付型という制度もあるけれども、これはまた別の制度になるので、慎重に検討すべきという御意見でございました。東大和市におきましては、「日本一子育てをしやすいまちづくり」ということで、教育に関しましても、学校教育におきまして、特に今年度からさまざまな人員、指導員等を学校に配置をする予算が配当されておまして、現在、学校にはさまざまな人の手が入っているという形になっております。学校の教育に関しましては、やはり保護者の願いというものも私たちと一緒にありまして、子供たちに義務教育の期間中に学力をしっかりと身につけさせたいということでございまして、現在取り組んでおります。そういう中で、限られた財源の中で、学力の向上ということに主眼を置いた、今現在、施策をさまざまな形で打っているところが現状かと思っておりますので、今後ともそのような形で総合的な施策を活用することによりまして、教育を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 先ほどの説明の中で、国や都の給付制度のほうが有利であるということをおっしゃってございました。どのような点で有利なのかをお聞かせください。

それと、また東大和市の市民の方から、そういったことがあればそちらのほうを紹介するということだったんですけども、それは必ず給付されるのかということ。

あと、利用者が少ないということだったんですけども、それは東大和市民のところでは経済的理由がもうなくなったという判断なのか、それとも周知が行き渡ってないため、その他また利用の方法の問題で、利用の使い

勝手が悪いのかなということも考えられるのかなと思うんですけども、そのあたりをどういうふうに御判断されているのか。

それから、この基金は利用者が少ないということであれば、新たな事務負担ということが発生しないと思うんですけども、ある意味、ここに置いておくことによって、それほど経費というのかかからないというふうに考えますが、この基金を存置することでの弊害というのはいかなるのでしょうか。

以上、お願いします。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** まず、他の制度との比較ということでございますが、東京都育英資金につきましては、1カ月当たりの貸付額が、国公立ですと1万8,000円、対しまして現在のこれまでの市の奨学金が1万円となっております。同じく私立学校につきましては、東京都育英資金が月額3万5,000円に対しまして、市のほうは1万5,000円という金額の差が出ております。また、所得制限につきましても、一般的な4人世帯の目安で見ましたときに、都のほうは約790万円、4人世帯の場合ですね。市の場合は、対しまして約560万円ということで、所得に関しても都のほうが有利というような形になっております。また、成績の基準につきましても、東京都のほうは成績の基準がないのに対しまして、市のほうは中学校3年時における成績の平均というようなところも規定があります。その点での差が出てくるというのが1点目でございます。

2点目の東京都の制度を使った場合、その審査はどうなっているのかということでございますが、こちらにつきましては直接東京都のほうにお申し込みをいただくことになっておりますが、せっかく申請したのに却下になってしまったというような、今のところお問い合わせ、あるいは御相談というのは市のほうに入っておりませんので、申請につきましては東京都のほうで対応できていると考えております。

また、3点目の周知につきましては、こういった制度、外部評価の意見もございましたので、市のほうの役割転換としてきちんと制度を保護者の方に伝えることが必要だと考えておまして、平成25年度からこういった東京都、あるいは他の制度と市の制度を比較できるようなものを一覧表にしまして、時期になりまして、各学校に御案内をする形で対応をとらしていただいております。

以上でございます。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 基金の形のほうでございますけれども、先ほど申し上げましたように、償還の事務そのものが残るということでありまして、特段、今回の77号の提案をいたしました貸付基金が、もともと貸し付けに関して事務を円滑に進めるということが、効率的に進めるというのが主眼の条例の設置目的でございますので、残す必要は特段ないと考えております。

以上でございます。

○**21番（床鍋義博君）** 今の御答弁の中で、東京都、国のほうが有利だという話はわかったんですけども、じゃそれがわかっている状況で、利用が少ないということであれば、東大和市の制度をそちらに合わせる、もしくはそれ以上のものにするといった議論が、普通起こるべきだと思うんですけども、それに対してはどのようなことが行われたのかが1点。

それと、基金に対して、経費がそれほどかからないんじゃないかという話でしたが、それに対する経費が、新たな貸し付けが起らないと経費がかからないですよ。償還義務に関しては、通常、今、償還義務を行っているわけだからかかるわけですよ。それについてお聞きしたので、それに対してどうということが、答弁がまだきっちりされていないので、それをお願いします。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** この昭和47年から始まりました市の奨学資金制度につきましては、これまでの

動向を見てまいりましても、年間、申請が2件あるいは3件、その中で認められた方がお一人、2人というような状況で推移してきてます。

その中で、増額というような検討につきましては、この東京都のを比較した場合に、既に都立高校、公立学校の場合には1.8倍もの開きが既に出ておりますし、そういう中で現在の基金の残高が500万円、それで800万円ほどの貸し付けを実施しておる中で、さらなる増額というよりは、東京都の充実した制度をしっかりと周知して利用していただく、そして東大和は役割としては、貸し付けのほうからは、市としての役割は終えて、貸付制度が、このように東京都が充実していることを、きちんと必要な方に周知徹底していくという役割に徹していきたいという考えで、今回の提案に至ったものでございます。

以上でございます。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 事務に対しての経費というところでございますが、これまでどおり未償還の方につきましては、年に2回、納付書等、発行いたしまして、送付をさしていただき、市の学校教育課のほうで、引き続きお電話等で、公平性の観点からも何とか貸し付けた金額についてお返しいただくように、そういった努力を続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 2点ほど伺います。

奨学金制度の26市の状況について伺います。奨学金制度がある自治体、ない自治体、また給付制度がある自治体があれば教えてください。

2点目は、他の議員の質問と、あといただいた御答弁とちょっと重なる部分があるんですけども、東京都の制度などが有利なので廃止するということだと思うんですが、子供の貧困の問題ですとか、世界から見ても高過ぎる学費という実態から見れば、奨学金制度の拡充こそ求められているのではないかと思います。私の知り合いにも、大学生で既に800万円もの奨学金を背負わされてる学生もいますし、また30歳を超えていまだに夫婦で奨学金を返済していて生活が苦しいという友人もいます。このような実態からいっても、また学力向上ということからいっても、廃止ではなくて改善して拡充するべきだと思うんですけども、先ほど慎重に進めたいというような御答弁あったんですけども、今回これを廃止するかわりに何か具体的にかわるものを考えているということはあるのかどうか教えてください。

以上です。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 26市の奨学資金の状況でございますが、給付型の市は11市ございます。また本市と同様に、貸付型を選択してる市が6市ございます。

給付型につきましては、こちらの手元資料でございますが、八王子市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市、小金井市、日野市、狛江市、東久留米市、武蔵村山市がでございます。

以上でございます。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 今回の貸付制度の廃止に伴うかわりの施策というお話でございますけれども、先ほどの答弁とも重なる部分がございますが、今回の一般財源化になる部分というのは、あくまでも一過性のものでございます。また、現在東大和市として、特に経済的な面での援助につながるものということでは、就学支援の援助制度というものもございます。それを維持していく中で、現在、例えばやまとつくんとつくん塾など、各中学校で放課後の補習ということも、経済的な援助の一助となっているということで、今後とも総合的な中で考えていく課題だと認識しております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 今までのいろいろな御答弁の中で大体わかってきたんですけども、都の制度のほうの利用を進めるということなんです、都の制度を利用している方の推移というか、利用している方がふえているのかどうか、そのあたりを教えてください。

○学校教育課長(岩本尚史君) 都の制度につきましては、学校を通じて個人の申し込みということになります。もう一つは、入学してからの申し込みということがありまして、学校を通じてのものも、大幅に増加ということとはございませんが、利用のほうは毎年ある程度的人数がいるということは学校からは聞いております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) このように市から離れてしまっても、状況は把握できるような形にはなってるということではよろしいでしょうか。

○学校教育課長(岩本尚史君) はい。必要な書類等、こちらが教育委員会からお出しするものもございまして、今後とも状況の推移については、確認をとりながら把握してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 1点は、奨学資金貸付基金条例のほうですけども、条例では1,500万円、基金を積み立てるといふふうになっていて、不足する場合はきちっと積み立てなくちゃいけないといふふうになってるはずですけども、未償還額の800万円を足しても1,300万円、現金残高と合わせて200万円足りない状況で放置されてると。一方で、公共施設整備基金とか減債基金のほうは、目標額や必要額、定められないまま積み上げられてるといふことですけども、こういう状況を見ると、最初から後ろ向いてるんじゃないかといふふうに見えてしまうわけですね。なぜこの貸付基金条例で1,500万円まで、不足した場合は積み立てるといふふうになってるのに、積み立てる措置をこれまでとってこなかったのか。それが1点です。

それから、もう1点は、この2つの条例、例えば先ほど他の議員の質疑でもありましたけれども、奨学金給付条例や、給付基金条例を新設するというところから廃止をすとかということだったらまだ話がわかるわけですけども、子供の貧困がこれだけ大問題になってるときに、改善ではなくて廃止をすという選択をすとお隣の武蔵村山市では、5,000円の給付、給付額、少ないかもしれませんが、貸与制の奨学金とは併給できると、合わせて受け取れるといふふうになっている事例もあって、先ほど11市、給付型奨学金の事例、市があるということで御答弁いただきましたけれども、それらのことこそ総合的に判断をして検討すべきだったのではないかと思います、これら11市の状況や他の貸し付け、貸与のほうの6市あるわけですけども、これら市の奨学金の制度の内容などについても、よくよく検討しているのかどうか、その点について伺います。

○学校教育部長(阿部晴彦君) 基金のほうでございますけれども、1,500万円といふふうな数字でございますけれども、この中で予算の範囲内といふことでございますので、現時点で貸し付け、申し込みに対して予算が不足して貸し付けられないといふような状況は生じてきておりません。

もう1点の武蔵村山市では給付型5,000円といふことは調べてございます。東大和市が隣接している都内の市では、唯一、武蔵村山が給付型を実施しているという状況でございます。そのような中で東大和等は、これまで奨学資金につきましては貸し付けという形をとってまいりましたが、47年から時代の変遷とともにさまざまな状況も変わってきたという中で、今回の御提案といふことでございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 1,500万円まで積み上げていないけれども、不足していないからいいんだという答弁で

すけれども、奨学資金貸付基金条例で1,500万円まで積み立てて、不足する場合は積み増して1,500万円にしなくちゃいけないという規定が、私はあったというふうに理解していますが、該当するこの条例の条項について読み上げていただきたいと思います。

○学校教育課長（岩本尚史君） それでは、東大和市奨学資金貸付基金条例、該当箇所を読み上げさせていただきます。

「（基金の額）第2条 基金の総額は1,500万円とし、1,500万円に達するまで毎年度予算の範囲内で、漸次増額するものとする。」。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

以上2議案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔3番 上林真佐恵君 登壇〕

○3番（上林真佐恵君） 日本共産党を代表いたしまして、第76号議案 東大和市奨学資金貸付条例を廃止する条例、第77号議案 東大和市奨学資金貸付基金条例を廃止する条例について、反対の立場で討論いたします。

憲法第26条は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と定め、「教育の機会均等」を保障しています。

高等学校については、その高い進学率が示すように、国民的な教育機関となっており、かつ、その効果が広く社会に還元されるものとなっている現状を踏まえ、高等学校教育にかかる費用負担については、これまでの家庭による負担から、社会全体で負担するよう、政策を転換することが必要となってきたものと考えます。

特に日本の学費は、世界から見ても異常に高額で、家計を圧迫しています。つい1週間ほど前のニュースでも、日本のGDPに占める教育機関への公的支出の割合が3.5%と、32カ国中最下位であるというOECDの調査結果が報道されました。安定しない労働条件の中、たび重なる増税や物価の上昇など、暮らしが一層厳しくなっているにもかかわらず、高校の無料化に所得制限が設けられるなど、日本の教育に対する政策は、大学まで無料化が進む世界の流れに逆行するものです。

現に私の周りでも、本当はもう1人産みたいけど、経済的に厳しいから産めないという家庭であふれており、高過ぎる学費が少子化に拍車をかけています。全ての子供が平等に教育を受ける権利をどう保障するのか、行政の責任が問われていると思います。東大和市においても、他市のように奨学金制度を返済不要の給付制度にするなど、より使いやすいものに拡充することが求められているのではないのでしょうか。

未来を担う高校生が、学費の心配をすることなく、安心して豊かな高校生活と学業に専念できるよう、東大和市奨学資金貸付条例を廃止する条例、また東大和市奨学資金貸付基金条例を廃止する条例に反対し、給付型奨学金制度の創設などの改善、拡充を強く要望いたしまして反対討論といたします。

以上です。

〔3 番 上林真佐恵君 降壇〕

〔21番 床鍋義博君 登壇〕

○21番（床鍋義博君） やまとみどりを代表しまして、第76号議案 東大和市奨学資金貸付条例を廃止する条例、第77号議案 東大和市奨学資金貸付基金条例を廃止する条例に反対の立場で討論を行います。

先ほどの質疑の中でも、利用者が少ないことが挙げられておりました。しかしながら、東京都や国の制度より厳しい基準を設けている現在の東大和の基準では、それは当然のことです。これは逆に、東京都や国の制度から漏れた東大和の市民を救うために、この制度は存置するべきであり、給付制度も含めて改善しながらこの制度を続けていく必要があると考えます。

また、日本一子育てしやすいまちを標榜する市長にとっても、これからの東大和市の将来を担う子供たちのための投資であることを考えると、これを廃止する合理的な理由は見当たりません。

以上をもって、反対の討論とさせていただきます。

〔21番 床鍋義博君 降壇〕

〔4 番 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） 4番、実川圭子です。第76号議案 東大和市奨学資金貸付条例を廃止する条例、第77号議案 東大和市奨学資金貸付基金条例を廃止する条例に、反対の立場で討論いたします。

市の奨学資金については、必要な家庭が減ったというわけではなく、現状に即していないため、使いづらい制度になってしまったことが、利用者の減った理由であると考えます。年間の支給額が都立高校で26万円というのは、都立高校の授業料に相当しますが、現在、都立高校の授業料は高校無償化を経て、就学支援金制度として、ほぼ費用がかからなくなっています。必要なのは入学前の制服や教科書など、教材費や準備にかかる費用です。また、受験にかかる費用だと思います。そういった点では、都の制度のほうが整ってきているので、それを利用していくことを進めることに反対するものではありません。

一方、子供の貧困問題が国全体の問題であると認識が広がっている中、ますますこのような支援が必要だと考えます。廃止するのではなく、使いやすいように制度内容を見直していくようにしていくべきと考えます。

また、都の制度の利用を進め、市の奨学資金貸付事業をなくすとしても、基金を一般財源に戻さずに、子供のための基金として残していただきたいと考えます。現在、日本の子供の6人に1人が貧困家庭に育っていると言われ、子供の貧困問題については、市内でも子ども食堂や学習支援が行われています。国や都でも支援が始まってきていますが、私はこの基金を市の子供支援、特に貧困対策に活用すべきだと考えます。貧困対策は「子育てしやすいまち」にとって必要な施策であり、そのことから後退するような条例廃止については、急がず、基金を活用できるような検討を進めるよう強く要望し、反対討論といたします。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第76号議案 東大和市奨学資金貸付条例を廃止する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君

の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第77号議案 東大和市奨学資金貸付基金条例を廃止する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

---

午後 1時30分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第19 第78号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第5号）

○議長（関田正民君） 日程第19 第78号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第5号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第78号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成27年度の予算執行も下半期となり、残り数カ月の執行期間となってまいりましたが、認定こども園等におけます保育士等キャリアアップに係る経費の新規計上や、障害者自立支援給付費等事業費及び生活保護援護事業費の増額、また職員の人事異動等に伴う各科目におけます職員人件費の増減と各特別会計繰出金の増減など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,057万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ323億9,305万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

ここでは、各款における主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第1款の市税は7,220万円の増額で、固定資産税及び都市計画税の増額であります。

第13款の国庫支出金は1億6,152万5,000円の増額で、生活保護費負担金の増額等であります。

第14款の都支出金は5,229万円の増額で、障害者自立支援給付費等負担金の増額等であります。

第17款の繰入金は2,456万2,000円の増額で、財政調整基金取り崩しの増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の議会費は30万2,000円の増額で、職員人件費の増額であります。

第2款の総務費は674万1,000円の増額で、職員人件費及び個人番号カード交付関係事務費の増額等であります。

第3款の民生費は2億6,724万5,000円の増額で、自立支援給付費等事業費及び生活保護援護事業費の増額等であります。

第4款の衛生費は440万8,000円の減額で、職員人件費の減額等であります。

第6款の農林業費は16万1,000円の増額で、職員人件費の増額であります。

第7款の商工費は295万1,000円の増額で、職員人件費及び消費者保護対策事業費の増額であります。

4ページをごらんいただきたいと存じます。

第8款の土木費は284万8,000円の増額で、職員人件費の減額と狭山緑地管理費等の増額によるものであります。

第9款の消防費は1,381万5,000円の増額で、消防事務委託費及び消防施設管理費の増額であります。

第10款の教育費は2,092万2,000円の増額で、職員人件費及び通級指導学級事業費の増額等であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○企画財政部長（並木俊則君） これより、事項別明細書の説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

1款市税は7,220万円の増額であります。

2項1目固定資産税、1節現年課税分は6,590万円の増額であります。設備投資等の増によります償却資産分と土地及び家屋分の見込み増に伴うものであります。

5項1目都市計画税、1節現年課税分は630万円の増額であります。固定資産税の増に伴うものであります。

9ページをお開きください。

13款国庫支出金は1億6,152万5,000円の増額であります。

1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は1億6,090万2,000円の増額であります。

1節社会福祉費負担金は4,120万2,000円の増額であります。対象経費の増に伴う障害者自立支援給付費等負担金の増額であります。

3節生活保護費負担金は1億1,970万円の増額であります。被保護世帯数の増に伴う生活保護費負担金の増額であります。



2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、3 節選挙費補助金は62万3,000円の増額であります。平成28年7月に予定されます参議院議員選挙から選挙権の年齢の引き下げが施行されますが、選挙人名簿システム改修費に対する国庫補助金の計上であります。

11ページをお開きください。

14款都支出金は5,229万円の増額であります。

1 項都負担金、1 目民生費都負担金、1 節社会福祉費負担金は2,060万1,000円の増額であります。対象経費の増に伴う障害者自立支援給付費等負担金の増額であります。

2 項都補助金は3,168万9,000円の増額であります。

2 目民生費都補助金、2 節児童福祉費補助金は2,168万6,000円の増額であります。子供家庭支援包括補助事業補助金は928万2,000円の増額であります。認定こども園等におけます保育サービス推進事業等に係るものであります。保育士等キャリアアップ補助金は1,240万4,000円であり、認定こども園等におけます保育士等のキャリアアップに係るものの計上であります。

7 目消防費都補助金、1 節消防費補助金は112万5,000円であり、市町村消防団用デジタル受令機等整備費補助金の計上であります。

8 目教育費都補助金は887万8,000円の増額であります。

2 節小学校費補助金は790万円の増額であり、全小学校に特別支援教室を設置することに伴います公立小学校特別支援教室設置条件整備費補助金の計上であります。

5 節保健体育費補助金は97万8,000円の増額であり、多摩湖駅伝の経費に係るスポーツ振興等事業費補助金の増額であります。

13ページをお開きください。

17款繰入金、1 項基金繰入金、1 目1 節財政調整基金繰入金は2,456万2,000円の増額であります。補正予算(第5号)の財源調整として、財政調整基金の取り崩しを増額するものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は3億1,057万7,000円の増額で、補正後の予算額は323億9,305万4,000円となるものであります。

15ページをお開きください。

歳出の説明を申し上げます。

1 款1 項1 目議会費、1 の職員人件費は30万2,000円の増額であります。

職員人件費の補正につきましては、各款に計上しておりますが、当初予算後におけます人事異動等に伴う給料や時間外勤務手当等の増減が主な内容で、ここで一括して説明させていただきまして、各款での説明は省略させていただきます。

55ページをお開きください。

補正予算給与費明細書であります。

1、特別職におけます下段の比較欄であり、3 段目、その他の特別職の報酬を4万9,000円増額するもので、事務専門員等の報酬単価の改定に伴うものであります。

次のページの2、一般職の(1)総括であり、給与費のうち給料は1,748万円の減額、職員手当は3,304万2,000円の増額、共済費は1,401万円の減額で、合計では155万2,000円の増額であります。

57ページをお開きください。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細であります。給料は1,748万円の減額で、職員の異動等による減分で、職員数は2人減であります。職員手当は3,304万2,000円の増額で、主に時間外勤務手当の増分3,542万7,000円であります。

職員人件費の説明は以上であります。

17ページにお戻りください。

2款総務費は674万1,000円の増額であります。

1項総務管理費は459万円の増額であります。

1目一般管理費、1の職員人件費は363万4,000円の増額であります。

2目文書費、1の文書事務費は63万4,000円の増額であります。ファイリングキャビネット購入費の計上等であります。

4目財政管理費、1の財政事務費は7,000円の増額であります。説明を省略させていただきます。

5目会計管理費、1の会計事務費は7,000円の増額であります。説明を省略させていただきます。

19ページをお開きください。

6目財産管理費は2万4,000円の増額であります。

1の庁舎管理費は1万円の増額であります。PCBを含有します照明用安定器の今後の処理に当たりまして、特別登録料を計上するものであります。

3の財産管理事務費は1万4,000円の増額であります。説明を省略させていただきます。

7目企画費、1の企画業務費は16万2,000円の増額であります。東大和市ふれあい広場等の案内に係る看板設置工事費の計上であります。

13目市民センター費、8の桜が丘市民センター管理費は12万2,000円の増額であります。施設修繕料の増額であります。

2項徴税费、1目税務総務費は545万7,000円の減額であります。

1の職員人件費は548万4,000円の減額であります。

21ページをお開きください。

2の課税管理事務費は2万7,000円の増額であります。平成28年2月22日に施行予定の証明書等のコンビニエンスストア交付に係る事務委託料等の計上であります。

3項1目戸籍住民基本台帳費は764万8,000円の増額であります。

1の職員人件費は729万8,000円の増額であります。

2の戸籍事務費は1万1,000円の増額であります。証明書等のコンビニエンスストア交付に係る事務委託料等の計上であります。

3の住民基本台帳事務費は6万5,000円の増額であります。証明書等のコンビニエンスストア交付に係る事務委託料等の計上であります。

23ページをお開きください。

4の個人番号カード交付関係事務費は27万4,000円の増額であります。個人番号カードの交付事務におけます本人確認用の端末機等の購入経費であります。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費は201万5,000円の減額であります。

1の職員人件費は326万2,000円の減額であります。

2の選挙管理委員会運営費は124万7,000円の増額であります。選挙権の年齢の引き下げに対応するための選挙人名簿システム修正委託料の計上であります。

5項統計調査費、1目統計調査総務費、1の職員人件費は12万円の減額であります。

25ページをお開きください。

6項1目監査委員費、1の職員人件費は209万5,000円の増額であります。

27ページをお開きください。

3款民生費は2億6,724万5,000円の増額であります。

1項社会福祉費は8,176万1,000円の増額であります。

1目社会福祉総務費は72万2,000円の減額であります。

1の職員人件費は351万8,000円の減額であります。

2の国民健康保険事業特別会計繰出金は287万4,000円の減額、4の介護保険事業特別会計繰出金は341万円の減額、5の後期高齢者医療特別会計繰出金は908万円の増額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

3目老人福祉費、13の老人クラブ育成事業費は6万9,000円の増額であります。老人クラブ補助金の増額であります。

29ページをお開きください。

4目障害者福祉費は8,241万4,000円の増額であります。

5の自立支援給付費等事業費は8,240万4,000円の増額であります。就労継続支援等の見込み増に伴う自立支援給付費の増額であります。

14の障害者就労支援事業費は1万円の増額であります。説明を省略させていただきます。

2項児童福祉費は2,015万円の増額であります。

1目児童福祉総務費は233万5,000円の減額であります。

1の職員人件費は254万8,000円の減額であります。

15の心身障害児福祉手当支給事業費は21万3,000円の増額であります。対象児童の見込み増に伴う手当支給費の増額であります。

2目児童措置費は2,557万8,000円の増額であります。

5の認証保育所補助事業費は683万7,000円の増額であります。保育士等キャリアアップ補助金及び保育力強化事業補助金の計上であります。

31ページをお開きください。

6の認定こども園事業費は1,097万7,000円の増額、7の小規模保育事業費は573万6,000円の増額、8の家庭的保育事業費は202万8,000円の増額であります。各事業費におけます保育士等キャリアアップ補助金及び保育サービス推進事業補助金の計上によるものであります。

3目市立保育園費は363万7,000円の減額であります。

1の職員人件費は525万円の減額であります。

2の狭山保育園運営費は161万3,000円の増額であります。保育士等賃金等の増額であります。

4目子育て支援費、4の一時保育事業費は35万8,000円の増額であります。臨時職員賃金の増額であります。

33ページをお開きください。

7目学童保育所費、1の学童保育所運営費は28万6,000円の増額であります、平成28年度から予定します延長保育に係る消耗品等の増額であります。

8目心身障害児通所施設費、1の職員人件費は10万円の減額であります。

3項生活保護費は1億6,240万8,000円の増額であります。

1目生活保護総務費、1の職員人件費は280万8,000円の増額であります。

2目扶助費、2の生活保護援護事業費は1億5,960万円の増額であります、被保護世帯数の増等に伴う生活保護費の増額であります。

35ページをお開きください。

4項1目国民年金費、1の職員人件費は292万6,000円の増額であります。

37ページをお開きください。

4款衛生費は440万8,000円の減額であります。

1項保健衛生費は577万8,000円の減額であります。

1目保健衛生総務費は625万円の減額であります。

1の職員人件費は742万円の減額であります。

3の母子保健事業費は117万円の増額であります、件数の見込み増に伴います特定不妊治療費助成金の増額であります。

5目休日診療費、1の休日急患診療所運営費は47万2,000円の増額であります、施設修繕料の増額であります。

2項清掃費、1目清掃総務費、1の職員人件費は137万円の増額であります。

39ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、2目農業総務費、1の職員人件費は16万1,000円の増額であります。

41ページをお開きください。

7款1項商工費は295万1,000円の増額であります。

1目商工総務費、1の職員人件費は294万4,000円の増額であります。

4目消費経済対策費の1の消費者保護対策事業費は7,000円の増額であります、説明を省略させていただきます。

43ページをお開きください。

8款土木費は284万8,000円の増額であります。

1項土木管理費、1目土木総務費、1の職員人件費は122万6,000円の減額であります。

2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費、1の市内道路改良事業費は279万8,000円の増額であります、市道第952号線外1路線の基本設計委託料の計上であります。

3項都市計画費は127万6,000円の増額であります。

1目都市計画総務費、1の職員人件費は379万9,000円の減額であります。

45ページをお開きください。

2目下水道費、1の下水道事業特別会計繰出金は88万円の増額であります、今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

3目公園費、2の狭山緑地管理費は411万円の増額であります、樹木伐採等委託料の計上であります。

5目土地区画整理費、1の土地区画整理事業特別会計繰出金は8万5,000円の増額であります、今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

47ページをお開きください。

9款1項消防費は1,381万5,000円の増額であります。

1目常備消防費、1の消防事務委託費は744万3,000円の増額であります、算定経費の確定に伴う消防事務委託料の増額であります。

3目消防施設費、1の消防施設管理費は637万2,000円の増額であります、消防団等が使用しますデジタル受令機を購入するものであります。

49ページをお開きください。

10款教育費は2,092万2,000円の増額であります。

1項教育総務費は333万1,000円の増額であります。

2目事務局費、1の職員人件費は332万4,000円の増額であります。

3目教育指導費、10の教職員人事・給与事務費は7,000円の増額であります、説明を省略させていただきます。

2項小学校費、3目特別支援学級費、2の通級指導学級事業費は790万円の増額であります、全小学校に特別支援教室を設置することに伴います初度調弁備品購入費の計上等であります。

51ページをお開きください。

4項社会教育費は760万4,000円の減額であります。

1目社会教育総務費、1の職員人件費は766万3,000円の減額であります。

2目公民館費、3の狭山公民館事業費は5万9,000円の増額であります、施設修繕料の増額であります。

5項保健体育費は1,729万5,000円の増額であります。

1目保健体育総務費は25万9,000円の増額であります。

1の職員人件費は9万6,000円の減額であります。

3のスポーツ振興事業費は35万5,000円の増額であります、マラソン選手を多摩湖駅伝に招待するための経費の計上等であります。

53ページをお開きください。

3目学校給食費、1の職員人件費は1,703万6,000円の増額であります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は3億1,057万7,000円の増額で、補正後の予算額は323億9,305万4,000円となるものであります。

説明を終了させていただきます。よろしくお申し上げます。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○16番（佐竹康彦君） 何点か確認させていただきます。

22ページにごございますコンビニエンスストアでのさまざまな交付の手数料、委託料なんですけども、これは単価がお幾らぐらいになるのか、1回の申請、交付に当たります単価が幾らぐらいになるのか教えてください。

それと、33ページの生活保護費なんですけど、世帯増というなお話ありましたけれども、具体的にどれ

ぐらいの世帯が、どれぐらいふたえのかという点と、世帯がふえたことによりまして担当する職員の方の作業量もふえられると思うんですけども、それについてどのような対策をとろうとされておられるのか、この点について伺います。

○市民課長（山田茂人君） 補正予算書22ページのコンビニエンスストアにおける各証明書の単価について御質問いただきました。まず単価につきましては、戸籍の証明書につきましては1通当たり350円でございます。それと住基関係でございますが、住民票……（「委託」と呼ぶ者あり）

失礼しました。

委託料につきましては、証明書、1通当たり123円でございます。

以上でございます。

○生活福祉課長（東 栄一君） 予算書33ページの生活保護の関連の質問でございます。

まず増加の状況でございますが、ことしの10月末現在で受給者数にして1,859人、それから保護世帯数にして1,277世帯となりました。ことしの半年分でいいますと、受給者は30人、それから世帯数は23世帯の増となっております。主に高齢者世帯、それから母子世帯が今年度についてはふえているという状況でございます。ふえてる状況の中で、現状で今、ケースワーカーは12名体制でやっておりますが、現時点では変更ございませんので、厳しい中、その辺は承知しながら対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 49ページ、50ページにかけての小学校費の中の特別支援教室設置条件整備費補助金ということで入っている790万円ですけれども、具体的にどのようなものを購入される予定なのか教えてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 補正予算書49ページ、50ページ、特別支援教室導入に係る費用でございますが、需用費、消耗品につきましては、1校当たり30万円10校分ということで計上しております。内容は、ホワイトボード、キャビネット等の環境整備のもの、あとは指導用の資料等ということを考えております。また、備品購入のほうにつきましては、現在通級指導学級が設置されていない未設置校7校につきましては、1校当たり70万円、こちらは部屋の中の区切りをするパーテーション等、そういったものを計上しております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 予算書の19、20ページの企画業務費、ふれあい広場の看板設置についてなんですが、案内の看板というのは、どのようなところに、どのようにつけるのかを教えてください。

それから、23ページ、24ページの個人番号カード交付関係事務費についてです。個人を認証するシステムの機器を購入する経費があるかと思えますけれども、ほかの自治体では購入をせずに借り上げといいますか、借りる形でやるようなことも聞いていますけれども、またこれからいろいろな変更などもあったときに、購入をして改正などに対応できるのかというところを知りたいんですが、借り上げではなく購入にした理由を教えてください。

また、この認証システムは、95から98%ぐらいの確率で個人を認証できるというふうに私は聞いているんですが、それでも認証されない、御本人でも認証されない人が出てくるという可能性がある中で、そういった場合には本人であるという証明はどのようにしていくのか教えてください。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 補正予算書19ページ、20ページの企画業務費、工事請負費、看板設置工事費の件でございます。ふれあい広場の看板の設置場所でございますが、玉川上水駅前の広場、駅前広場と言わ

れてる部分の緑地の部分に、縦長の看板を設置いたしまして、ふれあい広場の場所の周知を行う予定であります。

以上でございます。

○市民課長（山田茂人君） 補正予算書の24ページについて御質問いただきましたが、この端末機を購入するに至った理由ということでございますが、購入に際しては地方交付税措置がつくということもございまして、購入に至ったということでございます。

それと、あと認証についてでございますが、使用上、このカメラの撮影画像の類似度が、顔照合スコアとしてゼロから100で表示されまして、一応65ポイント以上というところが基準になっておりまして、御本人様の写真と個人番号カード写真の照合の値が65ポイント未満というところが、判定の結果に影響するということですので、かなりの確率で本人と照合できるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） かなりの確率で照合できるというのはわかっているんですが、もしそれで確率、かなりの確率ということは、照合できない方もいらっしゃる可能性があると思いますけれども、そういった方については、どのように本人であることを証明していくのかということをお聞きします。

○市民部長（広沢光政君） 現在、総務省のほうから各自治体のほうに示されてる内容といたしましては、まず第一義的には目視、これで判断をさせていただくと。その上で、判断が難しいものに関して、顔認証システムを使うわけでございますが、この顔認証システムで判定ができないものについては、個人番号カードの交付はしないことということで、通知のほうは来ているところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 何点か伺います。

今の24ページの個人番号カード交付関係事務費ですけれども、顔認証システムということで、全員に顔認証するんじゃなくて、最初、目視をするということですが、やはり目視で、まあ変な話、ちょっと怪しいなという方について、この顔認証システムを使うということですので、やはりそこで人間の判定があって、この人は大丈夫だと思ったけど、別人だったという可能性も、これは排除されないと思いますが、その点についての認識と、それに関連する対応ですね、市の対応、どのようなことを考えてるのか伺います。

それから、30ページから32ページにかけて、保育士等キャリアアップ補助金と保育サービス推進事業補助金ということで、これを認定こども園や小規模保育事業や、家庭的保育事業や認証保育所に補助金を出すということですが、これはどのようにそれぞれの施設で使われるのか、ここは認可保育園が入っていないので、認可保育園を除いたところの何らかの事業に対して補助を出すということだと思うんですが、そこら辺についての説明をお願いします。

それと、54ページの学校給食費のところ、ここだけ極端に、1,703万6,000円ということで職員人件費がふえてるんですけれども、ちょっと他の款などと比べても極端に大きく変動しているの、その理由について教えてください。

○市民部長（広沢光政君） 補正予算書23ページ、24ページ、顔認証システムの関係でご質問いただきました。

今、御質問者のおっしゃるように、まず第一義的には市の職員のほうが目視等によって判定をさせていただくと。この判定に関してでございますけれども、もちろん成り済まし等、そういったものの防止ももちろんでございますけれども、私ども考えるに、第1はやはりこれが今後、個人番号カードを使って、御本人様があら

ゆる場面において、一番、身分証明書の使い方とされると思うんです。この段階で、個人番号カードに添付されている写真と御本人様が疑わしいということになりますと、結局は御本人様が使う段階で一番不都合を生じてしまうということもございますので、私どもとしては、そういった目視で、怪しいと言ったら失礼ですけども、判断できない場合に、御本人様にはその旨をちゃんと伝えた上で、顔認証システムを使用させていただきたい。そういった理由がございますので、顔認証システムというシステム、これは全国统一したシステムでございますけれども、これを使ったことで、なおかつ判定ができませんということを説明した上で、先ほど申し上げたとおり御本人様のためもございますので、交付をしないということで考えております。

以上でございます。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 補正予算書30ページと31ページにかけてのキャリアアップ補助金、並びに保育力強化事業補助金及び保育サービス推進事業補助金についてのお尋ねでございます。

まず最初に、1つ、社会福祉法人の認可保育園について今回載ってないのは、東京都が直接補助するということですので、こちらのほうには載ってございません。

それから、ただいま申し上げました3つの補助金でございますが、まず保育士等キャリアアップ補助金でございます。こちらにつきましては、保育士さん等、保育士さんだけではございませんが、看護師さんや事務員さんも含めて、保育施設等で働かれています方の人件費の改善に充てる経費ということで補助がされるものでございます。引き続きまして、保育サービス推進事業というのと保育力強化事業というのもございますが、こちらにつきましては、いずれも同じ趣旨で支払われる補助金でございますが、該当の施設が違います。まず保育サービス推進事業につきましては、認定こども園、小規模保育所、保育ママさん、家庭福祉員ですね、こちらに対して支払う補助金の名称として、保育サービス推進事業ということになっております。もう一つの保育力強化事業につきましては、東京都固有の認証保育所さんについて支払う補助金の事業ということで、保育力強化事業という名称で分けられております。これらにつきましては、いずれも地域の実情に応じたサービス、多様なニーズに対応するというところで、例えばアレルギー児の対応とか障害児の保育の対応、外国人の児童受け入れとか、そのようないろいろな種類のサービスを促進するために、保育所等に補助金を出すものでございます。

以上でございます。

○**職員課長（原島真二君）** 補正予算書の54ページの職員人件費の関係でございますけれども、4月1日の配置した人数と、その後に職員を配置した関係がございまして、全体の中では職員人件費2名分がふえてるという関係がございまして、大幅な増となっております。

以上でございます。

○**2番（尾崎利一君）** 30ページから32ページの保育力強化事業補助金と保育サービス推進事業補助金については、幾つかのメニューがあって、それらのうち何かの事業をやるという保育施設に対して、これを交付するという認識でいいのかどうか、もう一度確認します。

それから、54ページの学校給食の職員人件費については、これは年度当初では人員が2人不足していたのを補強したという認識でいいのか、それとも新たな仕事もふえて2名ふやす必要があったのか伺います。

○**保育課長（宮鍋和志君）** まず最初に、保育サービス推進事業と保育力強化事業についてお尋ねございましたが、議員が今おっしゃったとおり幾つかのメニューがございます。障害児保育とかアレルギー児対応、外国人児童受け入れ、職員研修等、いろいろメニューがありますので、そちらのメニューを実施する施設について補



助されるものでございます。

なお、先ほどキャリアアップ補助事業について、ちょっと足らなかったんですが、人件費のうち賃金改善に要する経費について出しますが、要件がございまして、研修をする機会を与えること、能力評価を行うこと、資格取得を手助けすることと、そのような要件がございまして。

以上でございます。

○職員課長（原島真二君） 給食センターの人件費の関係でございますけれども、欠員で対応していたものにつきまして、職員を配置したということになりますので、業務が新たにふえたということではございません。

以上です。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔4 番 実川圭子君 登壇〕

○4 番（実川圭子君） 4 番、実川圭子です。第78号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第5号）に対し、反対の立場で討論を行います。

今回の補正予算の中で、証明書等コンビニエンスストア交付事務委託料や顔認証システム導入などのための個人番号カード交付関係事務費が計上されています。

個人番号の導入に当たっては、市民の理解が広まらず、また情報漏えいに対する不安や個人番号に関する詐欺事件もあり、貯金口座に結びつけられ、利用範囲がどこまで広まってしまうかなど、不信感が払拭されません。

しかし、制度ばかりが先に進み、配達などの事務作業も無理なスケジュールとなっています。また、各自治体や法人では運用のための経費が国からの補助金では賄い切れないとの声も聞かれます。

十分な周知がされず、事業主や雇い主が番号を管理し運営していくための支援も不十分な制度は、見直す必要があると考え、今のまま利用範囲を広げていくことに反対します。よって、番号制にかかわる内容が含まれる補正予算については反対するものです。

以上、討論といたします。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

〔2 番 尾崎利一君 登壇〕

○2 番（尾崎利一君） 27年度東大和市一般会計補正予算（第5号）、第78号議案に賛成の立場で討論します。

日本共産党としては、今、他の議員が反対討論されましたが、マイナンバー制度をなし崩し的に見切り発車で進めるということについては反対するという態度です。

ただ、補正予算の総額3億円を超える補正予算、全体として見たときに、生活保護費にかかわる予算、それ

から保育士の待遇改善にかかわる予算、特別支援教室整備にかかわる予算等、必要な予算についても計上されているということから、この補正予算については賛成をします。

以上です。

[2 番 尾崎利一君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第78号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第5号）、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第20 第79号議案 平成27年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（関田正民君） 日程第20 第79号議案 平成27年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第79号議案 平成27年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の人事異動等に伴う職員人件費の減額や、国民健康保険税還付金の増額など、予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ287万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億1,531万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。第8款の繰入金は287万4,000円の減額で、職員人件費の補正に伴う一般会計からの職員給与費等繰入金の減額等によるものであります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は497万4,000円の減額で、職員の人事異動等に伴い、給料等の職員人件費に補正が必要となったことによる総務管理費の減額等によるものであります。

第10款の諸支出金は210万円の増額で、国民健康保険税還付金等の増額によるものであります。

以上であります、事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第79号議案 平成27年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第21 第80号議案 平成27年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（関田正民君） 日程第21 第80号議案 平成27年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第80号議案 平成27年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の人事異動等に伴う職員人件費の増額や、国庫補助金等の増額に伴う公共下水道建設事業債の減額など、予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,090万5,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、地方債の補正で、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。第3款の国庫支出金は600万円の増額で、公共下水道第11排水区管渠布設工事が補助対象事業になったことによる社会資本整備総合交付金の増額であります。

第4款の都支出金は30万円の増額で、公共下水道事業費補助金の増額であります。

第6款の繰入金金は88万円の増額で、職員人件費の補正等に伴う一般会計繰入金金の増額であります。

第9款の市債は700万円の減額で、国庫補助金等の増額に伴う公共下水道建設事業債の減額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。第1款の総務費は20万5,000円の増額で、職員の人事異動等に伴い、給料等の職員人件費の補正が必要となったことから、総務管理費を増額するものであります。

第2款の事業費は2万5,000円の減額で、職員人件費に係る建設総務費の減額であります。

次に、4ページの第2表地方債補正であります。

1の変更であります。公共下水道建設事業の限度額を6,150万円から5,450万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じであります。

以上であります。事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしくお申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第80号議案 平成27年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決する

ことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第22 第81号議案 平成27年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（関田正民君） 日程第22 第81号議案 平成27年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第81号議案 平成27年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の人事異動等に伴う職員人件費の増額や、立野一丁目の土地区画整理審議会委員の選挙に係る予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ339万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,524万7,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。第1款の分担金及び負担金は484万3,000円の増額で、保留地処分価額の増に伴う保留地処分金の増額であります。

第4款の繰入金は144万7,000円の減額で、職員人件費の補正に伴う一般会計繰入金の増額と保留地処分金の補正に伴う基金繰入金の減額によるものであります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。第1款の総務費は8万5,000円の増額で、職員の人事異動等に伴い、職員手当等の職員人件費の補正が必要となったことから、総務管理費を増額するものであります。

第2款の事業費は331万1,000円の増額で、土地区画整理審議会委員の任期が平成28年3月20日で満了することに伴い、審議会委員の選挙の実施が必要となりますことから、立野地区事業費を増額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第81号議案 平成27年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

### 日程第23 第82号議案 平成27年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（関田正民君） 日程第23 第82号議案 平成27年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第82号議案 平成27年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の人事異動等に伴う職員人件費の減額など、予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ341万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億1,337万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。第9款の繰入金金は341万円の減額で、職員人件費の補正に伴う一般会計からの職員給与費等繰入金金の減額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。第1款の総務費は341万円の減額で、職員の人事異動等に伴い、給料等の職員人件費の補正が必要となったことから、総務管理費を減額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては説明を省略させていただきますと存じます。よろしくお願

い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。  
質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。  
お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第82号議案 平成27年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第24 第83号議案 平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（関田正民君） 日程第24 第83号議案 平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。  
提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第83号議案 平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の人事異動等に伴う職員人件費の減額や、広域連合納付金の増額など、予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,835万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,251万7,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表

歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。第2款の繰入金は908万円の増額で、広域連合納付金に係る保険料軽減措置繰入金及び健康診査費繰入金の増額等によるものであります。

第4款の諸収入は927万3,000円の増額で、東京都後期高齢者医療広域連合からの健康診査費受託事業収入及び葬祭費受託事業収入の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は17万5,000円の減額で、職員の人事異動等に伴い、給料等の職員人件費の補正が必要となったことから、総務管理費を減額するものであります。

第2款の広域連合納付金は635万円の増額で、保険料軽減措置負担金の増額を内容とする東京都後期高齢者医療広域連合への納付金であります。

第3款の保健事業費は582万8,000円の増額で、健康診査費負担金の増額等によるものであります。

第4款の保険給付費は635万円の増額で、葬祭費の増額であります。

以上であります。事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第83号議案 平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第25 陳情の付託

○議長（関田正民君） 日程第25 陳情の付託を行います。

11月25日正午までに受理した陳情を、お手元に御配付してあります文書表のとおり、総務委員会及び厚生文教委員会に審査を付託いたします。

---

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 2時34分 散会